

一、法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から全国の登記所(法務局)においてスタートしています。これは被相続人の名義預貯金・有価証券の名義書換及び、不動産登記の時除籍・戸籍謄本等の相続関係書類一式を銀行等に何度も提出する必要がなくなりました。5年間保管されます。(施行期日)2年以内

二、非嫡出子の相続分が嫡出子の相続分と同等になった。(民950条)

三、配偶者の居住権

配偶者居住権とは、相続開始時に配偶者が居住していた被相続人の建物全部について無償で使用及び収益を認める権利である。(民1028①条)
 設定の登記業務を負う。居住権は譲渡出来ない。(民1032②条) (施行期日)2年以内

四、自筆証書遺言方式と法務局の保管制度

遺言者がその全文・日付・氏名を自筆し、これに押印することが認められた(民968①条)がこの規定に拘らず、自筆証書遺言の方式が緩和され、添付する財産目録については、自筆でなくても謄本のコピー等の各頁に署名押印することでも可能となった。(民968②条)
 法務局において自筆遺言を保管する制度を設けた。(施行期日)平成31年1月13日

五、遺留分侵害請求権

遺留分権利者が侵害額に相当する金銭の支払い請求することが出来る。(民1046①条)
 又、改正前と同じく目的財産による返還を求めることも可能である。(施行期日)1年以内

六、特別寄与者

無償で被相続人の療養看護等を行ったことにより、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした相続人以外の親族(特別寄与者)は、相続人に対して特別寄与者の寄与に応じた金銭を請求する事が出来ることとされた。(民1050①条) (施行期日)1年以内

七、みなし譲渡課税→H31.3/31まで延長

個人⇒法人への贈与 個人に所得税がかからない

要件①個人が法人の役員等で保証人であり、再生計画のため贈与した場合
 // ②保証債務の履行、資産贈与後も個人が保証債務を有していると思込まれる

八、国外財産調書(H26.1/1以後)居住者が12/31に5,000万円超の国外財産保有時

九、消費税

(2)簡易課税制度改正(H27.4/1以後)

(1)	10%へ引き上げ	現行	改正	その他事業	飲食業、その他事業 金融業及び保険業	第4種60%
①	引上げ時期変更	H29.4.1	H31.10.1			
②	経過措置指定日	H28.10.1	H31.4.1	サービス業等	運輸通信業、飲食以外	第5種50%
③	インボイス方式	H33.4.1	H35.10.1		不動産業	第6種40%